

島根県立大学未来ゆめ基金規程

平成 24 年 9 月 28 日
規 程 第 6 9 号

(設置)

第 1 条 公立大学法人島根県立大学（以下「法人」という。）に、島根県立大学憲章に基づき行う人材の養成に資する事業その他学生の支援に要する経費に充てるため、島根県立大学未来ゆめ基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金事業)

第 2 条 基金は、法人が行う次に掲げる事業（以下「基金事業」という。）に充てるものとする。

- (1) 学生の海外研修及び海外留学に対する支援
- (2) 学生の地域貢献活動に対する支援
- (3) 島根県内就職を希望する学生に対する支援
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、島根県立大学憲章に基づき行う人材の養成に資する事業その他学生の支援事業であって、理事長が別に定める事業

(構成)

第 3 条 基金は、特定寄附金（公立大学法人島根県立大学寄附金等取扱規程（平成 19 年規程第 53 号。以下「寄附規程」という。）第 2 条第 4 号に規定する寄附金であって、寄附者が寄附規程第 8 条第 1 項の規定により基金事業に充てることを特定したものをいう。以下同じ。）及びその運用から得られる果実をもって構成する。

(経理)

第 4 条 基金の経理は、公立大学法人島根県立大学財務及び会計に関する規則（平成 19 年規則第 5 号）に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(特定寄附金の管理)

第 5 条 寄附規程第 4 条の規定により特定寄附金の受入れを決定した場合における寄附申込者に対する受入れの通知は、寄附規程第 5 条の規定にかかわらず、別に定める方法により行うことができる。

- 2 特定寄附金の申込みその他の特定寄附金の取扱いについては、この規程に定めるもののほか、寄附規程に定めるところによる。

(委員会)

第 6 条 基金の運営に関し、次に掲げる事項を審議するため、法人に島根県立大学未来ゆめ基金委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 特定寄附金の募集計画に関すること。
- (2) 基金事業の事業計画に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、基金の管理運営に関し、理事長が重要と認める事項

2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事長

- (2) 副理事長
 - (3) 理事
 - (4) 監事
 - (5) その他理事長が任命する者 若干名
- 3 委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。
 - 4 委員長は、委員会の会務を総理する。
 - 5 理事長に事故があるときは副理事長が、副理事長に事故があるときは理事（理事長があらかじめ指定した順位による。）が委員長の職務を代行する。
 - 6 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
 - 7 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 8 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 9 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

第6条の2 委員長は、必要があると認めるときは、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、委員会の議決に代えることができる。

（事務）

第7条 委員会の事務は、法人事務局において処理する。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和2年5月25日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行前に基金として受入れた寄附金を充てる基金事業については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。